

昨年に続きヨーネ病が発生しました

牛のヨーネ病は家畜伝染病に指定され、本県では4年に1回定期的に検査を実施し、ヨーネ病の摘発と撲滅に努めています。今回、県内で昨年に続き発生がみられました。

ヨーネ病とは

- ・ヨーネ菌の感染によって起こる牛、しか、水牛、めん山羊の法定伝染病です。
- ・主な症状は、頑固な間けつ性・水溶性下痢、消瘦、泌乳停止など。妊娠や分娩などのストレスが発病の誘因とされています。
- ・本菌は発症牛の糞便中に、発病数ヶ月前から多量に排菌され、糞便またはこれに汚染された乳・飲水を介して経口感染します。
- ・新生子牛は感染しやすいため注意が必要です。
- ・発病までには長期間かかり、治療方法もワクチンもないため、早期摘発と淘汰が重要です。



下痢便が付着した臀部、後肢及び尾部



顕著な消瘦を示し、後躯に下痢便が付着した罹患牛

< 出典:増補版家畜疾病カラーアトラス >

人獣共通感染症ではないため、人には感染しません！

牛の飼養農家の皆様へ

病気を持ち込まない、拡げない、
持ち出さないために、以下の点に留意してください！

牛を導入する際は・・・

- ・農場への侵入防止のため、清浄地域から導入しましょう
- ・導入後は、ヨーネ病検査を受け、検査結果が明らかになるまでは、導入した牛を隔離飼育しましょう

日頃から牛の健康状態を観察し、異状に気付いた場合は、速やかに獣医師または家畜保健衛生所に連絡すること

子牛は出来るだけ早く成牛の群から離して飼うこと

給与する初乳は、清浄性の確認が行われている農場の牛の初乳か代用初乳を使用すること

病畜は隔離飼育し、作業後は長靴を消毒すること

病畜舎は、牛が移動する前後に必ず消毒すること

牛の糞尿及び使用した敷料を草地等へ直接還元せず、切り返しを十分に行って、発酵温度(65 以上)を高めること

牛舎内(牛床、飼槽、ウォーターカップ)は、定期的に清掃、洗浄、消毒を実施し、清潔に保つこと(特に、分娩牛房)

農場入り口への石灰散布、牛舎入り口への踏み込み消毒槽の設置により、入場車両や作業靴の消毒を行うこと

農場外の作業時は専用の長靴を使用すること

山梨県東部家畜保健衛生所

電話・・・055-262-3166 FAX・・・055-262-3108

夜間の連絡は・・・090-5535-8005

土日・休日の連絡は・・・090-5535-8005 または090-5544-7868